

【答申の概要】 諮問第214号 特定の年度における県内の公立学校に関する体罰事故報告書の部分開示決定に対する審査請求

件名	特定の年度における県内の公立学校に関する体罰事故報告書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	静岡県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告に係る文書（加害教員の反省文、顛末書、診断書、事前聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24年度分）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	平成30年3月9日
主な論点	県内の公立学校において発生した体罰事案に関わる体罰事故報告書等に記載された加害教員の氏名等についての非開示該当性

審査会の結論

静岡県教育委員会が、別記2-1（略）及び2-2（略）の各表に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、非開示とされた部分のうち、別記3-1（略）及び3-2（略）の各表中、「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

審査会の判断

(1) 本件対象公文書の内容

本件開示請求は、平成24年度に静岡県内の公立学校で発生した体罰事案に関する報告書等の開示を求めたものである。

本件対象公文書は、平成24年度に高等学校で発生した61件の体罰事案及び特別支援学校で発生した2件の体罰事案の計63件に係る校長から実施機関への報告に係る文書で、それぞれの事案ごとの職員事故等報告書である（一部の事案については、職員事故等報告書に係る関係者への聴取記録等の補足書類が添付されている。）。

以下、本件対象公文書のうち、高等学校で発生した各体罰事案に係るものをそれぞれ文書1から文書61（以下「本件対象公文書1」という。）とし、特別支援学校で発生した各体罰事案に係るものをそれぞれ文書62及び文書63（以下「本件対象公文書2」という。）とする。

(2) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別記2-1（略）及び2-2（略）に掲げる公文書を本件対象公文書として特定し、別記3-1（略）及び3-2（略）の「実施機関が非開示とした部分」欄に掲げる部分については、加害教員、被害児童生徒その他特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号に掲げる非開示情報に該当するとして、本件処分を行っている。

実施機関は、弁明書において、本件処分において非開示とした情報のうち、後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして非開示とした部分についても、前段の「特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであったと説明している。よって、当審査会では、実施機関が非開示とした情報が「特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの」に該当するかどうかを検討する。

(3) 条例第7条第2号本文前段と体罰に関する情報

ア 加害教員

本件対象公文書には、校長が体罰事案の調査を行った上で実施機関に報告した内容が記載されており、教員が児童生徒に対して体罰を行ったことを示す情報が含まれる。各公文書には、加害教員の氏名等、特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、これらの情報については、条例第7条第2号本文前段の個人情報に該当する。しかし、教員による児童生徒に対する体罰は、教育現場における教育指導等の過程、すなわち教員の職務遂行の過程で発生するものであるから、教員が児童生徒に対して体罰を行ったことを示す情報は、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に係る情報に該当すると解するのが相当である。

また、本件対象公文書に記載された内容は、教員による体罰について調査及び報告が行われたことを示す情報としての性質を有しており、体罰が学校教育法上明確に禁止され、児童生徒の心身に深刻な影響を与える違法行為であることから、加害教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有する情報であるともいえる。この点について、公務員等の処分歴については、条例第7条第2号ただし書ウに該当しないとされているが、教員が児童生徒に体罰を行った場合に、その調査及び報告が行われたことを示す情報が、当該教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有することを理由として開示されないこととなると、およそ体罰という違法行為に関する情報は全て開示されないこととなり、条例本来の趣旨、目的が没却されかねない。

したがって、本件対象公文書に条例第7条第2号本文前段に規定する個人情報が含まれており、教員が児童生徒に体罰を行ったことを示す情報が当該教員による体罰について調査及び報告が行われたことを示す情報としての性質、すなわち加害教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有している情報であるとしても、当該教員との関係で、条例第7条第2号ただし書ウの職務の遂行に関する情報に該当すると解され、開示すべきである。

イ 被害児童生徒等

被害児童生徒及びその保護者、被害児童生徒以外の児童生徒、被害児童生徒が所属する外部クラブの代表者並びに被害児童生徒が入所する施設の職員（以下、これらを総称して「被害児童生徒等」という。）に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報については、条例第7条第2号本文前段の非開示事由に該当するものとして、非開示とすべきである。

(4) 実施機関が非開示とした部分の非開示情報該当性

ア 加害教員に関する情報

本件対象公文書は、いずれも公務員である教員の学校における体罰について調査が行われ、報告が行われたことを示す情報が記録された公文書であるから、前記(3)アのとおり、加害教員の氏名及び体罰の内容に関する情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しないと解するのが相当である。

この点に関連し、実施機関は、静岡県教職員懲戒処分等の基準において、体罰を処分事由とする処分標準例が訓告等以上とされていることなどから、体罰に係る職員事故等報告書の加害教員の氏名が開示されれば、当該教員が懲戒処分等を受けたことが明白となるとして、特定の教員が体罰を行ったという情報は、当該教員について調査及び報告が行われたことを示す情報にとどまらず、当該教員が懲戒処分等を受けたという情報でもあり、当該公務員にとって不当な権利利益の侵害に当たることから、条例第7条第2号ただし書ウのただし書により、加害教員の氏名は非

開示とすべきであるという趣旨の主張を行っている。

しかしながら、職員の義務違反に対して懲戒処分をするかどうか、また、懲戒処分をする場合にいずれの処分を行うかは、懲戒権者が裁量によって決定すべきものであり、「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを、その裁量的判断によって決定することができる」とされている（最高裁平成2年1月18日判決）。また、静岡県教職員懲戒処分等の基準においても、具体的な量定に当たっては、当該非違行為の動機、態様や児童生徒、教職員及び社会に与える影響等の考慮事項のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断し、個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、処分標準例に示す量定以外とすることもあり得るとされている。

したがって、本件対象公文書に記載された情報が、特定の教員が懲戒処分等を受けたという情報と同義であるとはいえず、条例第7条第2号本文前段の非開示情報には該当しない。

また、本件対象公文書には、加害教員以外の教員に関する情報も含まれているが、これらは、いずれも加害教員の体罰を発端とした公務員である教員の職務遂行に関する情報であることから、これらの情報についても、非開示情報には該当しない。

なお、条例第7条第2号ただし書ウにおいては、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容を開示することとしているところ、加害教員の生年月日、住所、性別、年齢、人事異動先、前任校及び家族に関する情報はこれに該当せず、非開示が妥当である。

イ 被害児童生徒等に関する情報

被害児童生徒等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、前記(3)イのとおり、条例第7条第2号本文前段の非開示事由に該当するものとして非開示とすべきである。

(7) その情報自体から特定の被害児童生徒等を識別することができる情報

被害児童生徒等の氏名及び生年月日については、個人に関する情報であって、その情報自体から特定の被害児童生徒等を識別することができるものであることから、同号前段に該当するものと認められる。したがって、これらの情報は、非開示が妥当である。

(イ) 他の情報と照合することにより、特定の被害児童生徒等を識別することができる情報

特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合に限り、非開示とすべきである。

このことを踏まえ、本件対象公文書を見分したところ、被害児童生徒等の成績や評価、家庭状況等の記述があることは確認されたが、その内容は上記に照らし、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手しうる情報を基準とすべき程度のものとは認められないことから、一般人を基準として、個別具体的に検討すべきである。

a 本件対象公文書1について

当審査会で本件対象公文書1を見分したところ、当該文書については、後述のbにおいて掲げる文書とは異なり、小規模校における事案であるといった特段の事情は確認されなかった。そうすると、学校名及び加害教員の氏名を開示しても、一般人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があるとは認められない。したがって、学校名及び加害教員の氏名については、開示すべきである。

次に学校名の開示を前提とすると、次の①から⑥までの情報のいずれかを開示した場合には、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があると認められる。

- ① 被害児童生徒等の出席番号又は HRNO
- ② 被害児童生徒等の所属する部活動名及び当該部活動における立場
- ③ 被害児童生徒等の所属クラス及び部活動名
- ④ 被害児童生徒等のイニシャル、性別、学年及び部活動名
- ⑤ 特定の部活動に所属する特定の学年の児童生徒全員が体罰の被害を受けたという事実並びに当該部活動名及び被害児童生徒の学年
- ⑥ 被害児童生徒等の所属する部活動名及びその競技名（加害教員の所属する外部協会名を含む。）、所属する外部クラブの名称及び所在地、出場した競技大会の名称及び当該大会における成績並びに進学先

したがって、①から⑥までの情報のいずれかが記載されている文書については、当該情報を非開示とすべきである。

ただし、文書4、文書6、文書11、文書16、文書32、文書33、文書36、文書46、文書55及び文書58の10件の文書については、本件処分において、②から⑤の情報が既に開示されている。これに加えて学校名を開示すると、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性がある。また、文書記号、所属長の印影並びに校長、副校長及び教頭の氏名並びに体罰発生場所、学科名並びに体罰発生時の授業名を開示すると、学校名を容易に推測できるため、学校名を開示することと同様の結果を生じる。したがって、これら10件の文書については、上記の学校名を容易に推測できる情報及び学校名を非開示とすべきである。

b 本件対象公文書2について

当審査会で本件対象公文書2を見分したところ、当該文書については、各学年の児童生徒数が10人未満の小規模校に係る事案であることが確認された。当該学校の規模に照らし、学校名及び被害児童生徒の所属クラスを開示すると、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができ

る、又は識別される可能性があるとは認められる。また、文書記号、所属長の印影並びに校長、副校長及び教頭の氏名並びに被害児童生徒の入所施設名及び当該施設職員の職名を開示すると、学校名を容易に推測できるため、学校名を開示することと同様の結果を生じる。したがって、当該文書については、学校名及び上記の学校名を容易に推測できる情報並びに被害児童生徒の所属クラスを非開示とすべきである。

なお、当該文書に記載された教員（教頭を除く。）の氏名については、これを開示しても、一般人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があるとは認められない。したがって、教員（教頭を除く。）の氏名は開示すべきである。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。